

キャッシュカード出金限度額の一部引下げについて

～ 「特殊詐欺」被害からお客様をお守りするために ～

いつも、青梅信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ご高齢のお客様宅へ訪問して言葉巧みに暗証番号を聞き出し、キャッシュカードを詐取してATMから現金を引き出すという犯罪が多発しております。

当金庫では、こうした犯罪の被害を防止するための緊急対策として、下記のとおり、キャッシュカードによるATMでの出金限度額を一部引下げさせていただくことにいたしました。

お客様には、大変ご不便をおかけいたしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上のお客様のうち、過去3年以上ATMでのキャッシュカードによる出金をご利用されたことがないお客様。

2. 出金制限内容

キャッシュカードによる1日当りのATMの出金限度額を50万円から10万円に減額させていただきます。

3. 利用制限の開始日

平成29年10月2日（月）より（※順次対応いたします）

4. その他

対象となるお客様で、キャッシュカードの出金限度額の引上げをご希望のお客様は、平日の営業時間内（9:00～15:00）に、ご本人確認資料・キャッシュカード・ご印鑑をご持参の上、窓口へお申し出下さい。

また、上記の対象となるお客様以外でキャッシュカードの出金限度額変更をご希望のお客様につきましても窓口にお申し出下さい。